

障害者福祉しがプラン (見直し案)

～地域で暮らし、働き、活動することの実現～

- ◎本計画は、計画期間を平成19年度（2007年度）から平成23年度（2011年度）までの5年間としています。
- ◎障害者自立支援法による障害福祉計画は、平成20年度までを第1期、平成21年度から平成23年度までを第2期としていることから、本プランの「実施計画」のうち第4章「障害福祉サービス等の事業量見込み」については、平成20年度に所要の見直しを行っています。
- ◎実施計画第4章の見直しと併せ、第1章「重点的な取り組み」についても所要の見直しを行いました。

【 目 次 】

【序章】

1	プランの策定趣旨	-----
2	プランの位置づけと構成	-----
3	プランの特徴	-----
	(1) 滋賀の障害福祉の継承と発展	-----
	(2) 地域の声を活かし、育む施策の推進	-----
	(3) 指標と目標値による進行管理	-----
4	プランの期間	-----

【基本構想】

1	障害のある人を取り巻く現状と課題	-----
	(1) “地域で暮らす” ことについて	-----
	(2) “地域で働く” ことについて	-----
	(3) “地域で活動する” ことについて	-----
	(4) “自立生活の実現に向けて”	-----
	(5) “現状と課題” を踏まえて	-----
2	基本理念	-----
3	基本目標	-----
4	滋賀の障害者福祉を進めるための5つの視点	-----
5	目標達成に向けたサービスの基盤整備の考え方	-----
6	3つの指標による進行管理と推進体制	-----
	(1) 3つの指標	-----
	(2) それぞれの役割	-----
	(3) 計画の推進体制	-----
7	障害者自立支援法に基づく施策の推進	-----

見直し対象外のため省略

【実施計画】

第1章	重点的な取り組み	-----	1
	施策の体系	-----	2
1	地域で暮らす	-----	3
	(1) 障害者自立支援法の円滑な実施と新体系サービスの提供	-----	3
	(2) とともに学ぶ教育の推進と生涯を通じ一貫した支援体制の構築	-----	6
	(3) 施設サービスの提供	-----	9
	(4) サービス提供体制の充実	-----	11
2	地域で働く	-----	14
	(1) 障害者自立支援法の円滑な実施と新体系サービスの提供	-----	14
	(2) 企業で働く人や働きたい人への支援	-----	15

(3) 企業で働くことが困難な人への支援	-----	1 6
(4) 企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化	-----	1 7
3 地域で活動する	-----	1 9
(1) 社会参加の促進	-----	1 9
(2) コミュニケーション支援の充実	-----	2 1
(3) 多様な社会体験、交流への支援	-----	2 3
4 自立生活の実現に向けて	-----	2 4
(1) 障害者理解の促進	-----	2 4
(2) 福祉のまちづくりの推進	-----	2 5
(3) 保健・医療サービスの充実	-----	2 9
(4) 権利擁護の推進	-----	3 3
(5) 人材の確保と資質の向上	-----	3 4
第 2 章 7つの重点応援プロジェクト	-----	
“地域で暮らしたい” 応援プロジェクト	-----	
“もっと働きたい” 応援プロジェクト	-----	
“さまざまな活動がしたい” 応援プロジェクト	-----	
“滋賀の障害者自立を応援する” 緊急プロジェクト	-----	
“精神障害者の地域生活” 応援プロジェクト	-----	
“発達障害者の地域生活” 応援プロジェクト	-----	
“みんなで育む地域” 応援プロジェクト	-----	
第 3 章 3つの指標の達成に向けた数値目標	-----	
(1) “暮らし実感指標” の達成に向けて	-----	
(2) “働きたい達成指標” の達成に向けて	-----	
(3) “活動充実指標” の達成に向けて	-----	
第 4 章 障害福祉サービス等の事業量見込み	-----	3 6
(1) “暮らす” に関する事業量見込み	-----	3 7
(2) “働く” に関する事業量見込み	-----	3 8
(3) “活動する” に関する事業量見込み	-----	3 8
(4) 各福祉圏域別の障害福祉サービス等の事業量見込み	-----	3 9

見直し対象外のため省略

【実施計画】

第1章 重点的な取り組み

施策の体系

- 1 地域で暮らす
- 2 地域で働く
- 3 地域で活動する
- 4 自立生活の実現に向けて

第4章 障害福祉サービス等の事業量見込み

第1章 重点的な取り組み

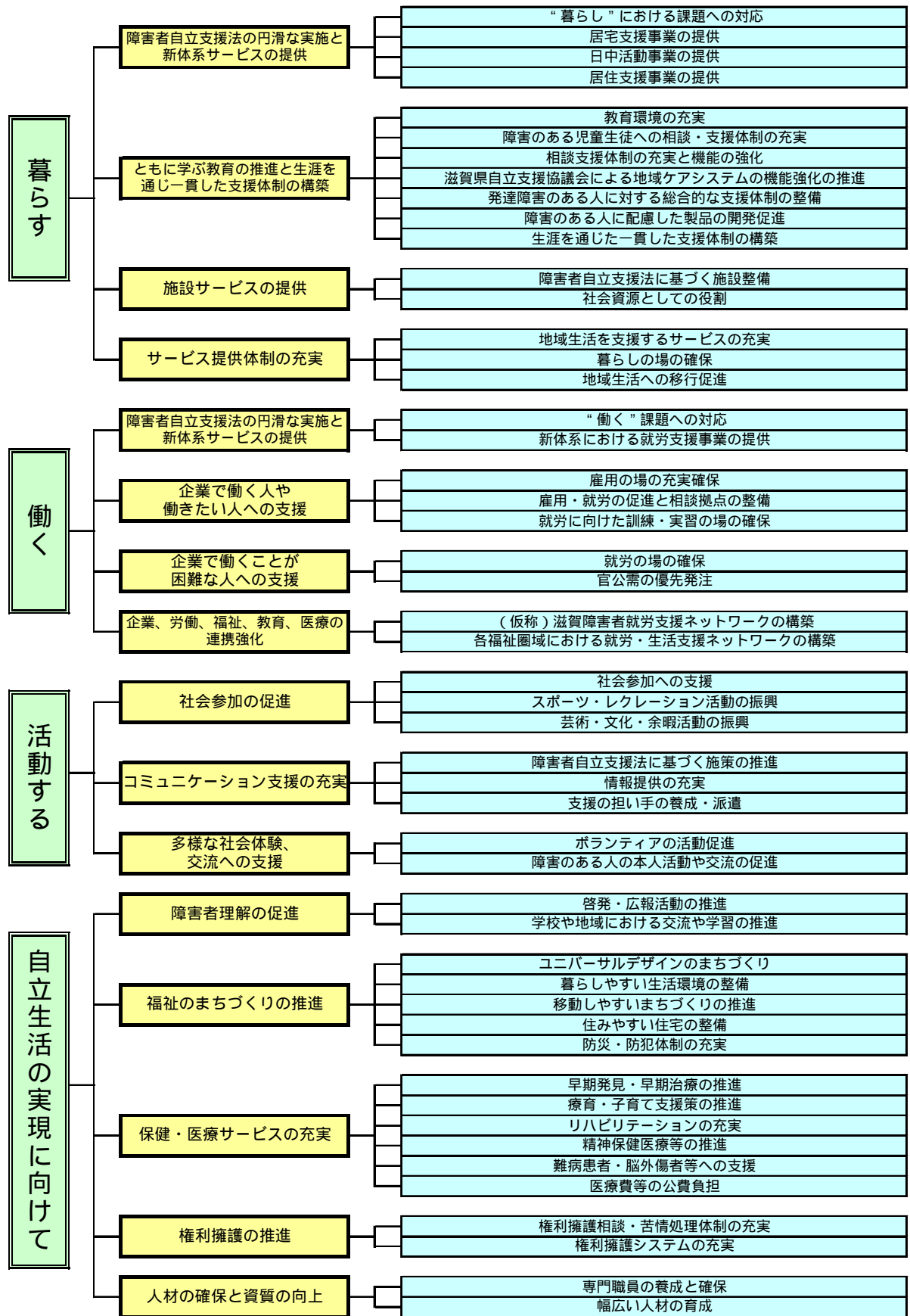
滋賀県では、今日まで「共に生き、共に暮らす地域社会づくり」という施策の基本方針を掲げ、全国に先駆けて就労や生活支援に関する施策に取り組んできました。

これまでの多くの先輩たちにより築き上げられた障害者施策を継承し、さらに発展させるよう、今後とも「障害のある人が地域社会で安心して暮らせる滋賀の福祉」の推進に努めます。

障害者自立支援法の円滑な実施については、制度の仕組みが現場の実情に応じたきめ細やかさに欠けていることや、利用者の生活実感として変化が急すぎるということ、また、施設にとっても運営が困難になってきているという課題があります。

こうしたことから、真に緊急的な対応が必要なものについては、県の独自の対応として平成20年度までの間、緊急特別対策事業（緊急プログラム）を実施し、国における「障害者自立支援法円滑施行特別対策」も踏まえ、障害者自立支援法の円滑な施行を重点的に推進します。

これを踏まえ、国に対しては、「暮らす・働く・活動する」それぞれの場面における利用者や福祉現場での課題について見直しを働きかけ、平成21年度以降の制度改正に向けた国の見直しに反映されるよう努めます。



1 地域で暮らす

(1) 障害者自立支援法の円滑な実施と新体系サービスの提供

“暮らし”における課題への対応

1) グループホーム等への運営支援

入居者が4人または5人の小規模なホームであっても従前のケア水準が保てるよう加算を行い、運営基盤の安定を図ります。

夜間支援を実施するホームに対する加算を行い、防災・防犯など入居者の安全のために必要な支援体制（宿直等）の確保に努めます。

障害のある人が、地域生活へ移行を図るためには、グループホーム・ケアホームの整備は大変重要であることから、国の補助制度等の活用を図りながら、積極的な整備を図ります。

2) 新体系への移行に向けた支援の充実

グループホームやケアホームのネットワークを構築し、新体系で配置が義務化された「サ・ビス管理責任者」および「生活支援員」の確保や、世話人の資質の向上を図るための研修等を各地域自立支援協議会へ委託し、人材の確保と情報提供の充実に努めます。

3) 早期療育を受ける機会の確保

障害児の早期療育の場である児童デイサービス事業および障害児通園施設を安心して利用できるよう、利用料の負担軽減を図り、障害児を育てる保護者の不安を解消します。

4) 子育て世代の負担の激変緩和

従前と比べて過大となる、成人施設や障害児の入所施設を利用する20歳未満の障害のある人を監護する保護者に対して、利用料の負担軽減を図ります。

5) 在宅介護のセーフティネットの構築

自己負担の導入により、ホームヘルプサ・ビスやショートステイの利用を過度に控える人たちに対して、利用料の負担軽減を図ります。

制度の変更により、従来どおりの利用が困難となった日帰りショート（短期入所）や外出介護について、必要なサ・ビスの確保を図ります。

6) 障害の特性に応じた支援の充実

日中活動事業所等の毎日利用が困難という精神障害のある人の特性に応じ、利用率の低い精神障害者社会復帰施設に対して「病状安定加算」を創設し、新体系へ

の移行ができるよう運営基盤の安定を図ります。

日中活動事業所等の毎日利用が困難という精神障害のある人を相互利用で受け入れ、または同様の状況にある重度障害のある人を受け入れる通所施設に対して「自立支援加算」を創設し、精神障害のある人等の受け入れの促進を図ります。

7) 障害者自立支援対策臨時特例交付金による制度の円滑な実施

障害者自立支援対策臨時特例交付金の活用を図り、障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和や、新たな事業に直ちに移行できない事業者へ経過的な支援を行い、新しい制度への円滑な移行の促進を図ります。

居宅支援事業の提供

1) 居宅介護（ホームヘルプ）

障害のある人の居宅での生活を援助するとともに、家族介護者の負担を軽減するために、ホームヘルプサービスの充実を図ります。

介護保険法に基づく介護サービス事業所のホームヘルパーの活用を進めるなど、居宅介護サービスの基盤整備を進めます。

2) 短期入所（ショートステイ）

介護者の疾病等で一時的に居宅において介護を受けることができなくなった障害にある人のニーズに対応するため、ショートステイサービス提供基盤の充実を図ります。

3) 児童デイサービス

障害児が日常生活における基本的な動作や、集団生活への適応を訓練し、早期療育を進めるために児童デイサービス事業の充実を図ります。

4) 重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人が、安心して地域生活が送れるよう、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に提供する重度訪問介護サービスの充実を図ります。

5) 行動援護

知的障害や精神障害により行動上著しい困難がある人に対し、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護を行う行動援護の充実を図ります。

6) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害のある人で、介護の必要度が非常に高い人に対して、サービス利用計画に基づいてホームヘルプなど複数のサービスを緊急のニーズに応じて臨機応変に提供します。

日中活動事業の提供

1) 療養介護

医療を要する障害のある人で常時介護を要する人に対して、主として昼間において病院等で訓練機能、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などの必要な支援を行います。

2) 生活介護

常時介護を要する障害のある人に、主として日中において、障害者支援施設等で、入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供し日中活動の充実を図ります。

3) 自立訓練（機能訓練）

身体障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。

4) 自立訓練（生活訓練）

知的障害または精神障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を行います。

5) 地域活動支援センター

障害のある人に、創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進を行い、地域生活を支援します。

居住支援事業の提供

1) 施設入所支援

夜間において、介護が必要な人や、通所することが困難である自立訓練または就労移行支援の利用者に対し、居住の場を提供するとともに、安定した日常生活が営めるよう支援を行います。

2) 共同生活介護（ケアホーム）

介護を要する知的障害や精神障害のある人に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居で入浴、排泄または食事の介護等を行い地域生活を支援します。

3) 共同生活援助（グループホーム）

介護を要しない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障害や精神障害のある人に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居で相談、

食事提供等の日常生活上の援助を行い地域生活を支援します。

(2.) ともに学ぶ教育の推進と生涯を通じ一貫した支援体制の構築

教育環境の充実

1) 就学前対応の充実

保育所や幼稚園における特別の支援を必要とする乳幼児の指導にあたっては、子ども達の状況に配慮しながら、集団生活の中でそれぞれの個性を十分に発揮できるよう、指導内容の充実を図ります。また、保健・医療・福祉と教育の連携を深め、就学前から就学に向けた一貫した指導・相談体制の整備を推進します。

2) 障害のある幼児の就園促進

市町教育委員会との連携を図りながら、幼稚園等への障害児の就園を促進します。

3) 学校における教育選択肢の充実

教育上、特別の支援を必要とする児童、生徒に対してより一層適切な教育ができるよう、小・中学校等における専門教員の確保や特別支援学校における教育内容の多様化や通学手段等、教育環境の整備を進めます。

4) 学校施設のバリアフリー化促進

学校施設において必要な障害者用トイレやスロープ、手すりの改修など、バリアフリー対策の整備充実に努めます。

障害のある児童生徒への相談・支援体制の充実

1) 重度・重複障害のある児童生徒への教育の充実

重度・重複障害のある児童生徒の指導については、個別の指導計画を作成し、その充実を図ります。また、通学が困難な児童生徒への訪問教育を実施します。医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、看護師の配置等により、児童生徒の学校生活の支援を図ります。

2) 情報活用能力の育成

学校における障害に対応した教育用コンピューターの整備を行うとともに、情報活用能力の育成やITを効果的に活用した教育・指導の充実を図ります。

3) 就業支援の推進

学校等が企業、労働、福祉関係機関等と連携しながら、就業体験の充実、障害のある生徒の就業に対する理解・啓発を進めるなど、生徒の希望や障害の状況に応

じた就業支援を推進します。

4) 教職員の資質向上

特別支援学校、小・中学校特別支援学級担当者の交流・研究活動や県総合教育センターの研修の充実とともに、教育課程等研究協議会の開催等による指導内容や方法の工夫・改善を図ることにより、教職員の資質向上を図ります。

5) 教育相談システムの構築

幼児期から福祉、保健、医療と連携した障害に関する教育相談システムづくりを促進します。

6) 学習障害(LD)等のある幼児児童生徒への指導・支援体制の整備

学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等、教育上、特別の支援を必要とする幼児児童生徒への指導・支援体制の整備を図ります。また、発達障害者支援センター等の相談支援機関との連携を図ります。

7) 教育相談・就学相談活動の充実

特別支援学校は、その有する専門性や施設・設備を活かし、小・中学校等の教員に対する相談・助言や、保護者に対する相談・情報提供など、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めます。

8) 就学指導関係者への研修促進

市町就学指導担当者協議会の開催や就学相談員研修会の実施により、市町教育委員会において適切な就学指導がなされるよう、関係者への研修を促進します。

相談支援体制の充実と機能の強化

1) 相談支援機能の充実

障害者が生活全般に関わる事項について、身近かつ多様な場所で相談できるよう、市町および障害者地域生活支援センターにおける相談支援体制の充実を図ります。また、サービス調整会議(ケア会議)によるケアマネジメントの推進と、法に基づく障害福祉サービスのみならず、状況に応じ柔軟に提供されるその他のサービスを含む地域社会資源のネットワーク化を図ることによる、地域の相談支援機能の強化を支援します。

2) 地域ケアマネジメントへの支援

それぞれの地域で、障害福祉サービス事業者、保健医療機関、関係団体等および行政が一体となってサービス調整会議(地域自立支援協議会)を構成し、サービス調整会議が中心となったケアマネジメントの実施と、その機能強化が図られるよう、各圏域毎のサービス調整会議の活動を推進します。

3) 重症心身障害児(者)ケアマネジメントの推進

重症心身障害児(者)に対する専門的ケアマネジメントを実施するとともに、各圏域のサービス調整会議(地域自立支援協議会)に対する支援を行い、専門性の高いケアマネジメントの実施を推進します。

滋賀県障害者自立支援協議会による地域ケアシステムの機能強化の推進

1) 地域ケアシステムの体制整備

障害のある人のニーズを的確に把握し、地域のサービス提供基盤の状況を勘案しながら、市町および相談支援事業者においてケアマネジメント手法を用いた適切な支給決定とサービス利用調整を図るとともに、地域に必要なサービスを開発するなど、サービス調整会議(地域自立支援協議会)による地域ケアシステムの体制整備を推進します。

2) 滋賀県障害者自立支援協議会による圏域支援

全県的な人材育成と相談支援ネットワークの構築を目的とした、滋賀県障害者自立支援協議会の活動を通じ、各サービス調整会議(地域自立支援協議会)の機能強化を図ります。

3) 滋賀県障害者自立支援協議会によるネットワーク支援

地域ケアシステムの機能強化を図るため、滋賀県障害者自立支援協議会を中心とする県内の相談支援機関のネットワーク化を図り、利用者の多様なニーズに適切に対応できる地域ケアシステムの構築と、専門性の確保を推進します。

4) 生涯を通じた支援

サービス調整会議(地域自立支援協議会)において、乳幼児期の発達(療育)プログラムと学齢期における生活支援プログラム、また、学校における個別教育プログラムと卒業段階での就業支援プログラムの連携を図り、生涯を通じた支援ができる体制づくりを図ります。

5) 情報提供

サービスを必要とする障害のある人等への情報提供が効果的かつ迅速に行えるよう、相談支援事業者を含む障害福祉サービス事業者の情報提供システムの整備を図るとともに、地域への情報提供を通じ、地域ケアシステムの情報提供機能を強化します。

発達障害のある人に対する総合的な支援体制の整備

1) 発達障害のある人に対する理解の促進と総合的な支援体制の整備

発達障害の基礎知識を学ぶ講習会の開催や障害の特徴や対応などをわかりやすくまとめたパンフレットの配布により、発達障害に対する県民理解の促進を図るとともに、関係者の連携や施策検討のための組織を設置し、発達障害者支援施策の総合的な推進を図ります。

2) 発達障害者支援センターを核とした重層的な支援体制の構築

滋賀県発達障害者支援センター「いぶき」において、発達障害のある人に対する相談支援を充実し、研修や現場への助言を通じた支援人材の育成を行います。身近な市町の相談窓口、専門性の高い福祉圏域の障害者生活支援センター、全県域を対象とする「いぶき」の連携による重層的な相談支援体制の構築を図ります。小児保健医療センターでは、発達障害にかかる県内医療機関の拠点として、自閉症や注意欠陥多動性障害など、子どものこころの問題に関する専門的診断・治療を行います。

3) サービス調整会議を活用した支援の推進

各福祉圏域において、関係者に加え本人や家族も参加する相談支援ファイルの作成や普及を行うなど、サービス調整会議の場を活用して、乳幼児期・学齢期・成人期まで一貫した発達障害者への支援の取り組みを推進します。

障害のある人に配慮した製品の開発促進

障害のある人や高齢者に配慮した日常生活用品や介護用品の開発支援を行い、「滋賀ならではの産業」技術の育成を図るため、工業技術総合センターや東北部工業技術センターにおいて「人にやさしい健康福祉を支援する技術開発」を推進します。

生涯を通じた一貫した支援体制の構築

幼児期から少年期、成年期、高齢期にいたるすべての過程において、教育、福祉、保健・医療、そして就労が一体となった、切れ目のない継続した支援体制を目指します。

乳幼児期における早期発見・早期療育等の支援体制を充実することにより、生涯にわたり、障害のある人自身が“自ら育つ”意欲を育みます。

(3) 施設サービスの提供

障害者自立支援法に基づく施設整備

1) (旧) 身体障害者療護施設

身体障害者入所施設利用者の3割を超える人が、県外施設に入所しており、また平成18年度に新たな入所施設の整備を行ったことから、本プランの期間中は入所定員の削減は行わないこととします。

2) (旧) 知的障害者入所更生・授産施設

県域での一定の整備を終えたことから、今後は地域生活に必要な住まいの場や、日中活動サービス等の基盤整備を進めることにより、入所者の地域生活への移行を促進し、本プランの期間中においては現在の入所定員の約1割を削減することを目指します。

3) 障害児施設

近江学園、信楽学園、小児保健医療センター療育部(通園施設)は、児童福祉法の改正に合わせて、機能と施設の見直しを図ります。

4) 日中活動サービス等を行う施設の整備促進

一般企業での就労が困難な障害のある人が働く場として、就労移行支援、就労継続支援等の事業を実施する施設の整備と円滑な運営を支援します。また、共同作業所や小規模通所授産施設からの移行を促進するために、より高い就労収入が見込める授産事業への転換・拡張等に必要となる施設の整備を支援します。

5) 施設のバリアフリー化等の推進

民間社会福祉施設等整備事業により、施設のバリアフリー化や個室化を進めるなど、生活の質の向上と地域生活への円滑な移行を促進します。また、耐震化の推進や老朽化への対応を図るため、計画的な施設の改築等を進めます。

社会資源としての役割

1) 在宅生活支援拠点としての機能整備

地域との共催事業の開催、施設行事の地域への開放、施設が持つ専門的知識や技術・設備の地域への提供等により、地域の障害に対する理解の促進や、利用者の社会活動の促進を図るとともに、専門的機能を活用したショートステイ、短期療育事業、グループホームのバックアップ機能、余暇活動支援等の地域生活を支援する事業を通じ、施設が地域における地域生活支援の拠点となるよう、機能の充実に向け支援します。

2) 重度・重複障害者(児)等への対応

重度・重複障害者(児)について、各施設において専門的に対応する職員の確保を促進するとともに、障害者自立支援法における重度障害者支援体制加算などの活用により、施設における専門的機能の強化を促進します。

3) 強度の行動障害を示す障害児(者)への対応

強度の行動障害を示す障害児(者)等が可能な限り身近で住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、発達障害者支援センターを核とした地域支援システムの構築や、施設での特別な処遇等による専門的機能の充実に努めます。

(4) サービス提供体制の充実

地域生活を支援するサービスの充実

1) 24時間対応型在宅サービスの提供

障害のある人の地域生活を24時間対応で支援できるよう、ホームヘルプ、ショートステイ等、質の高いサービス提供基盤の整備を進めます。また、緊急の場合等において、自立支援サービスの利用が困難な際のセーフティネット機能を障害者地域生活支援センター(知的障害)に整備し、安定した地域生活の維持を図ります。

2) 医療と連携したサービスの提供

日常的に医療的ケアを必要とする障害のある人の地域生活を支援するため、医療と密接に連携した多様な福祉サービスの充実強化を図ります。また、在宅重度障害者通所生活訓練援助事業の重症心身障害児(者)通園事業への転換を促進するなど、重症心身障害児(者)に対する通所事業の整備の促進と強化を図ります。

3) 要医療障害者の地域生活への取り組み

医療的ケアの必要な重度の障害のある人が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、生活支援機能を強化した居住サービスづくりを推進します。

4) 高齢となった障害のある人への対応

高齢となった障害のある人の相談やニーズに適切に対応するため、サービス調整会議を通じ、市町や障害者地域生活支援センター、地域包括支援センターなどの関係機関の連携強化を図ります。

介護保険制度の保険給付に加え、障害の特性に応じた適切な障害福祉サービスの提供ができるよう支援します。

障害のある高齢者の特性に配慮したケアマネジメントの質の向上に努めます。

5) 精神科デイ・ケアの実施

回復途上の精神障害のある人に対し、適切な医学管理のもとに日常生活全般の機能回復を図るため、精神科デイ・ケアを推進し、再発防止から就労援助まで個別の目標に応じた援助を進めます。

6) 福祉用具の普及

福祉用具の利用により快適な生活を支援し、自立と社会参加を促進するとともに、介護者の負担軽減が図られるよう、福祉用具の普及に努めます。また、福祉用具センターにおける、福祉用具の改造・製作、技術の開発、研修・指導等の充実を図ります。

7) 移動支援の推進

地域における移動支援の充実を図るため、民間や各種NPO等による移送サービスや移動支援ボランティアの育成など、地域資源を活用した多様な支援を推進します。

8) サービスの円滑な利用への対応

自立支援制度移行後の施設入所支援をはじめとした各障害福祉サービスの利用が円滑に行われるよう、障害者更生相談所における公的調整システムや各福祉圏域ごとのサービス調整会議の活用を図り、必要な調整に努めます。

9) 危機管理（リスクマネジメント）体制の整備推進

サービス利用者の安心や安全の確保のために、サービス事業者における危機管理（リスクマネジメント）体制の推進を図ります。

10) 健康福祉サービス評価システムの推進

利用者本位の質の高い健康福祉サービスの提供が図れるよう、自己評価を中心にサービス評価の実施を促進し、評価結果のサービスへの反映を図ります。評価結果の公表を促進し、利用者がサービスを選択するうえでの情報として活用を図ります。

暮らしの場の確保

1) グループホーム等の整備促進

障害のある人が障害の程度に関わりなく身近な地域で自立し充実した生活を送ることができるよう、生活拠点となるグループホームおよびケアホームの運営や整備に対して支援を行うとともに、生活ホームからグループホーム等への移行を促進します。

2) 公営住宅の活用

障害のある人等を優先入居者とする公営住宅の供給に努めるとともに、公営住宅のグループホーム等への活用に努めます。

3) 住宅のバリアフリー化を支援

在宅重度障害者住宅改造助成事業により、住宅を障害の状況等に応じて、安全かつ利便性に優れたものに改造することに対して助成を実施し、在宅で重度障害の

ある人が、地域で自立し、安心した生活を送ることができるように支援します。
また、あわせて介護する人の負担を軽減することを目的とします。

地域生活への移行促進

1) 入所施設からグループホーム等への移行促進

入所施設を運営する法人のグループホームおよびケアホームの整備を促進することにより、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

2) 地域における自立生活支援体制の整備

企業等に就労している障害のある人の自活した生活を目指して、グループホームに自立生活訓練を実施する支援員を加配した「自立生活支援ホーム」へ運営支援を行い、自立生活支援を推進します。

精神障害のある人や自閉症の人などに対する広域的、共生的な支援機能をもち、障害者自立支援法だけでは対応が困難な人たちへの自立生活支援を目指した福祉拠点として、平成18年度末で廃止となった信楽通勤寮の跡地活用の検討を行います。

3) 地域生活移行と就労支援を一体化した施策の推進

日中活動の場とグループホーム等の住まいの場の整備を一体的に進めることにより、施設入所から地域生活への移行を推進し、併せて利用者の状態に応じた日中活動サービス事業の整備を行い、地域生活支援と就労支援の総合的な施策をモデル的に進めます。

地域生活支援と就労支援の総合的な施策により進めた事業所等を拠点に、働き・暮らし応援センター(障害者就業・生活支援センター)やハローワークなど労働施策との連携を図りながら一般就労を目指すモデル的な施策として、県下全域に広めていきます。

4) 精神科病院から地域生活への移行促進

精神科病院に長期入院している精神障害のある人に対して、自立支援員による地域生活体験等の退院支援や、地域における退院後の生活支援体制の整備を進めます。

2 地域で働く

(1) 障害者自立支援法の円滑な実施と新体系サービスの提供

“働く”課題への対応

1) 共同作業所等の法定事業への移行促進

共同作業所については、平成21年3月までに、NPO法人等の法人格を取得し、県・市町・共同作業所との協働により、就労継続支援事業等の新体系のサービスや、地域生活支援事業における地域活動支援センターへの移行を目指します。新体系事業の「就労移行支援」や「就労継続支援」等への移行を促進するために、「自立支援給付移行型加算」を創設し、運営基盤の安定とサービスの質の向上への支援を行います。

新体系事業への移行支援と合わせ、本人の希望や障害の程度などに応じた多様な働き方ができるよう、就労支援機能の強化を図る事業所の取り組みを支援します。

2) 通所施設の利用者負担の激変緩和

就労収入よりも多い利用者負担となる現状があることから、障害のある人の「働きたい」を応援するための、利用者負担の定率負担分等の軽減を行います。

3) 就労収入の向上

就労支援事業所や地域活動支援センターで働く障害のある人の就労収入の向上を図るため、「滋賀県就労収入向上実践計画」を策定するとともに、その具体的な取り組みを推進するため、社団法人滋賀県社会就労事業振興センターにおいて事業者等の就労収入向上チャレンジ計画の支援等を行います。

新体系における就労支援事業の提供

1) 就労移行支援

一般就労等を希望する障害のある人に対し、有期限の支援計画に基づき、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じて、適性に応じた職場への就労・定着を図るための支援を行います。

2) 就労継続支援（A型）

一般企業での雇用が困難な障害のある人に対し、原則として雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。

3) 就労継続支援（B型）

一般企業での雇用が困難な障害のある人、一定年齢に達している障害のある人等に対し、一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図るための支援を行います。

(2.) 企業で働く人や働きたい人への支援

雇用の場の充実確保

1) 特例子会社等の設置促進

特例子会社や重度障害者多数雇用事業所の設置を促進するため、滋賀労働局や社団法人滋賀県雇用開発協会（障害者事業部）と連携して、県内企業に対する普及啓発に努めます。

2) 法定雇用率達成企業割合の向上

法定雇用率達成企業数を増やすため、各種助成金やジョブコーチおよび就労支援機関による定着支援など事業者が活用できる諸制度の積極的な周知に努めます。また、障害者雇用優良事業所等の表彰や企業経営者に対する啓発セミナー、就職面接会の実施により、障害のある人の雇用を促進します。

各地方公共団体において障害のある人の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や社団法人滋賀県雇用開発協会と連携を図りながら、障害者の雇用の促進のための周知・啓発に努めます。

県においては、身体障害のある人を対象とした県職員採用試験を実施しており、今後も公的機関としての責務から、障害のある人の雇用に努めます。

雇用・就労の促進と相談拠点の整備

1) 福祉施設や特別支援学校からの企業就労の促進

福祉施設や特別支援学校から企業への就労の促進を図るため、就労移行支援事業等の訓練の場の整備を進めるとともに、企業や関係機関等とのネットワークの構築により、企業就労の場の確保と職場定着を促進します。

2) 働き・暮らし応援センター（障害者就業・生活支援センター）の整備とネットワークの構築

働き・暮らし応援センター（障害者就業・生活支援センター）の各福祉圏域における整備を順次進めるとともに、相談・支援機関や雇用・就労の開拓機関としての役割に加え、地域の障害者雇用・就労支援の拠点としての役割が果たせるよう、地域における支援体制をハローワークや企業、関係機関と連携して構築を進めます。また、働き・暮らし応援センター（障害者就業・生活支援センター）の機能が有効に発揮されるようバックアップ体制を整備します。

就職に向けた訓練・実習の場の確保

1) 職業リハビリテーションの充実

精神保健職業リハビリテーション事業により、協力事業所において精神障害のある人の社会適応訓練事業を実施し、社会的自立を促進します。

2) 就労移行支援事業の実施

企業等への就労を希望する人や技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する人に対し、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上、企業等とのマッチング等を図ることにより、企業等への雇用や在宅就労等を促進します。

3) 職業準備訓練の実施

職業を持ち、自立を希望する障害のある人で、日常・社会生活の面や職務の遂行能力の点から、直ちに就労することが困難な人を対象に、職業生活に必要な基本的労働習慣を身につけ、職業能力等を維持・向上させることを目的として、滋賀県障害者雇用支援センターにおいて「職業準備訓練」を実施します。

4) 職業訓練の実施

職業安定機関との連携のもと、一般の公共職業能力開発施設のバリアフリー化を図りつつ、障害のある人の訓練への受け入れを促進します。

草津高等技術高等専門学校において知的障害のある人を対象とした職業訓練を実施し、就職を促進します。

企業や民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施し、障害のある人一人ひとりの態様と適性に応じた多様な訓練機会の提供と就職を促進します。

5) ジョブコーチ支援、トライアル雇用や企業との連携によるトライワーク推進事業の活用の促進

障害者職業センター等が実施するジョブコーチ支援や滋賀労働局等が実施するトライアル雇用およびグループ就労の活用について周知するとともに、就労体験であるトライワーク事業の活用を促進することにより一般就労への移行や生活の安定、職場定着に向けた総合的な支援を図ります。

(3) 企業で働くことが困難な人への支援

就労の場の確保

1) 就労支援事業の整備促進

企業で働くことが困難な障害のある人に対し、就労支援を行う「就労継続支援」事業の整備を行い、就労に必要な知識および能力の向上や維持を図ります。

2) 共同作業所等の法定事業への移行促進【再掲】

共同作業所については、平成21年3月までに、NPO法人等の法人格を取得し、県・市町・共同作業所との協働により、就労継続支援事業等の新体系のサービスや、地域生活支援事業における地域活動支援センターへの移行を目指します。新体系事業の「就労移行支援」や「就労継続支援」等への移行を促進するために、「自立支援給付移行型加算」を創設し、運営基盤の安定とサービスの質の向上への支援を行います。

新体系事業への移行支援と合わせ、本人の希望や障害の程度などに応じた多様な働き方ができるよう、就労支援機能の強化を図る事業所の取り組みを支援します。

3) 社会的事業所の整備

障害のある人と雇用契約を締結するなど一般企業と同様に労働法規を適用するとともに、障害のある人が働くための継続的な支援を行う機能を有するなど、障害のある人とない人がともに働く、雇用の場である社会的事業所の整備を促進します。

4) 就労収入の向上【再掲】

就労支援事業所や地域活動支援センターで働く障害のある人の就労収入の向上を図るため、「滋賀県就労収入向上実践計画」を策定するとともに、その具体的な取り組みを推進するため、社団法人滋賀県社会就労事業振興センターにおいて事業者等の就労収入向上チャレンジ計画の支援等を行います。

官公需の優先発注

障害のある人の雇用の促進と就労支援事業で働く障害のある人の就労収入の向上を図れるよう、県が、障害のある人を雇用している中小企業や就労支援事業者、地域活動支援センター等から積極的に物品や役務を調達する「ナイスハート物品購入制度」の活用を進めます。

市町や公共団体、民間企業等において、障害者就労支援事業所等への発注が拡大できるよう、ビジネスパートナーとの出会いをサポートする機会を積極的に提供するとともに、就労支援事業者、地域活動支援センター等に対しても、市場ニーズに的確に対応できるよう経営力・営業力の向上を図るための技術的な支援を行います。

(4) 企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化

各福祉圏域における就労・生活支援ネットワークの構築

企業で働きたい、あるいは働いている障害のある人を支援し、企業就労の促進と定着を図るため、働き・暮らし応援センター(障害者就業・生活支援センター)や就労支援事業者、ハローワーク、企業、関係機関の連携による福祉圏域ネットワークの強化を図り、障害者の就労を地域で支えるシステムの構築を目指します。

障害者就労支援ネットワークの強化・充実

各福祉圏域で進める就労支援ネットワーク強化の取り組みを支援するとともに、全県を包括するネットワークの強化に努めます。

3 地域で活動する

(1) 社会参加の促進

社会参加への支援

- 1) 障害者社会参加推進センターによる事業推進
障害のある人の地域における自立生活という共通目標に向け、社会全体に向けた啓発活動や、エンパワーメントなど、三障害を統合した取り組みを推進します。
- 2) 地域における社会参加の促進
地域生活支援事業の実施により、聴覚障害のある人のコミュニケーション支援や、点字・声の広報の発行、自動車免許取得支援、スポーツ・レクリエーション教室の開催など、身近な地域における社会参加を促進します。
精神障害のある人の社会参加を図るため、地域生活支援事業により、各地域でのサロン事業や余暇活動支援、地域活動支援センターでの交流事業等を促進します。
- 3) 移動支援の推進【再掲】
地域における移動支援の充実を図るため、民間や各種NPO等による移送サービスや移動支援ボランティアの育成など、地域資源を活用した多様な支援を推進します。
- 4) ガイドヘルパーの養成
市町における移動支援事業が、円滑にかつ低料金で実施されるよう、市町における事業実施計画に配慮しながら、これに従事するガイドヘルパーの人員に不足が生じないように、計画的な養成を図ります。
- 5) 身体障害者補助犬の普及啓発
身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の給付や啓発を実施し、障害のある人の社会参加を促進します。
- 6) IT利用の推進とITを活用した生活・就労の促進
障害者IT支援センターにおいて、情報バリアフリー化の推進のために、IT利用相談や在宅での生活を送る重度障害のある人へのITの訪問利用、各種IT講習会を実施するとともに、障害のある人のIT利用支援を行うパソコンボランティアの養成、派遣を行います。
重度障害者在宅就労支援センターで、重度の障害のある人に対し、情報機器等の活用により在宅就労に向けた訓練等を実施し、在宅就労の促進を図ります。
障害のある人が身近な地域でITに触れたり仲間同士で交流ができる場として、

障害者福祉センターや障害者地域生活支援センター等にITサロンを設置し、障害のある人のIT利用を促進します。

視覚障害者IT講習会や視覚障害者デジタル機器等の利用支援を行い、情報取得が困難な視覚障害のある人の情報取得量の増大を図ります。

スポーツ・レクリエーション活動の振興

1) スポーツ大会の実施・選手育成

障害者スポーツの技術の向上と、スポーツに取り組む障害のある人のすそ野を広げるため、障害者スポーツ大会を開催し、有望な選手の発掘に取り組み、優秀な選手を選抜して全国障害者スポーツ大会への派遣を行います。また、全国大会出場選手の育成強化を図り、多様化・高度化する障害者スポーツの全国的な状況に対応できる個人・団体を育成します。

2) 多様な障害者スポーツの競技力の向上

全国障害者スポーツ大会正式種目だけでなく、その他の競技スポーツも併せて日常的に障害者スポーツの競技力向上に取り組む体制を整備するため、滋賀県障害者スポーツ協会を中心に、各競技ごとの競技団体の組織化を促進します。また、障害者スポーツ指導員を養成し、各種競技スポーツの指導体制を整備します。

3) 参加機会の拡大

身近な地域での競技会の開催、スポーツクラブの育成、さらには一般のスポーツ大会への参加の促進により、本人の希望に合った多様な参加機会の提供を進め、精神障害のある人の参加も踏まえたスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

精神障害のある人のより競技性の高い障害者スポーツ大会への参加については、全国障害者スポーツ大会の枠組み検討に配慮しながら、参加を促進します。

4) 障害者スポーツを支援する体制の充実

滋賀県障害者スポーツ協会や滋賀県立障害者福祉センター等との連携のもと、効果的なスポーツ・レクリエーションの振興を図り、どこでも誰もが気軽に多様なスポーツ・レクリエーションに参加できる機会の創出を促進します。

5) スポーツ施設のバリアフリー化促進

身近なスポーツ施設で、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、既存のスポーツ施設における障害者用トイレの設置や、スロープ、エレベーター、点字ブロック等の整備を図ります。

芸術・文化・余暇活動の振興

1) 多彩な芸術・文化活動事業の推進

障害のある人の造形活動の多くは、既成の枠を越えた自己表現の営みであり、その活動から多くの芸術作品が生み出されています。こうした作品を通じて、障害のある人への理解が深まることから、ボダレス・アートミュージアムNO-MIAにおける常設展、障害のある人と芸術家による共同展などの企画展、スイス・ローザンヌのアル・プリュット・コレクションとの連携による作品の調査・研究、県内各地へのアートサポーター派遣、インターネットによる情報提供など、障害のある人の造形活動の振興を図ります。

障害のある人が、地域の中で誰もが気軽に参加できる音楽表現・身体表現ワークショップの県内各地での開催を支援し、自由な表現活動に参加する機会や音楽祭などその成果発表の場を増やします。

障害の枠にとらわれない表現活動の芸術性・文化性を全国に発信する第8回全国障害者芸術・文化祭滋賀大会を、一過性の催しとせず、成果を踏まえた芸術・文化活動の振興を図ります。

2) 余暇活動の場の提供

障害のある人が気軽に立ち寄り交流が深められる地域でのサロン活動や地域活動支援センターにおける事業等を通じて、身近な地域における余暇・文化活動の場の提供を促進します。

3) 県立の芸術・文化施設での障害のある人への支援

近代美術館や琵琶湖博物館、陶芸の森などの県立芸術・文化施設において、障害のある人の観覧料を無料とし、芸術・文化活動への参加を推進します。

近代美術館においては、ホームページで所蔵品を検索できるデジタル美術館の充実を図り、芸術・文化活動への参加を促進するため、情報バリアフリー化に努めます。

図書館においては、肢体に障害のある人には図書資料を、視覚に障害のある人には録音資料を、それぞれ送料は無料で郵送貸し出しを行い、芸術・文化活動への参加を推進します。

4) 社会活動支援の拠点整備

芸術・文化活動やスポーツ・レクリエーション活動などの社会参加活動を総合的に支援するため、拠点機能の整備やボランティア等の協力による社会参加活動の活性化の方策を検討します。

(2) コミュニケーション支援の充実

障害者自立支援法に基づく施策の推進

1) 市町への支援

障害者自立支援法では、コミュニケーション支援は市町の役割とされています。県は、その円滑な実施に向けて統一的なモデル要綱を提示するなど、各市町が一定水準の事業量を確保できる体制整備を進めます。

2) 県が行う施策

コミュニケーション支援が円滑に実施されるよう、手話通訳者、要約筆記奉仕員の養成研修を行い人材の確保に努めます。

広域的な場面などでのニーズに対しては、市町との役割分担を明確にしたうえ、県において対応します。

情報提供の充実

1) 障害のある人に対する県政情報の充実

視覚障害のある人や聴覚障害のある人に対し県政情報を提供し、理解と協力を得ながら県政に対する意見を求めるため、県政広報誌「滋賀プラスワン」のテープ版、点字版を作成・配付するほか、手話と字幕による県政情報番組「手話タイム・プラスワン」や文字放送「滋賀県だより」を放映します。

音声読み上げや文字の拡大表示にも対応した、誰でも使いやすい滋賀県ホームページの運用により、県政情報の迅速な提供を推進します。

2) 県や市町の情報提供体制の充実

聴覚障害のある人の社会参加や自立生活を支援するため、県立機関に手話通訳者を設置するとともに、市町でのコミュニケーション支援事業と連動した手話通訳者設置や通訳派遣制度の構築を支援します。

耳マーク運動などを通じた、窓口における筆談の広がりに努めます。

3) 視覚障害者社会参加促進事業の推進

点字・声の広報や、点字・音声でニュースを提供できる即時情報ネットワーク事業などを行い、視覚障害のある人の自己実現や社会参加を促進します。

4) 広域的聴覚障害者コミュニケーション確保対策事業の推進

聴覚障害者日曜教室や手話挿入・字幕入りビデオ等の制作、貸出、配信などを実施し、聴覚障害のある人の自己実現や社会参加を促進します。

支援の担い手の養成・派遣

1) 盲ろう者の社会参加の促進

視覚と聴覚の重複障害がある盲ろう者のコミュニケーション支援と移動介助等を行う盲ろう者通訳・介助者派遣事業や日常生活訓練事業を実施し、盲ろう者の自立生活と社会参加を促進します。

- 2) 交番等での障害のある人に配慮した相談環境の整備
手話や筆談など聴覚障害のある人とのコミュニケーションや障害の理解に関する講習会を定期的実施し、障害のある人が警察職員に気軽に相談等ができる環境の整備を進めます。

(3) 多様な社会体験、交流への支援

ボランティアの活動促進

- 1) ボランティアの活動促進
県民のボランティア活動の一層の推進が図れるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティア活動の情報提供などを推進し、ボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりを進めます。
- 2) 精神保健福祉ボランティアの活動支援
精神保健福祉ボランティアグループの活動を支援し、精神障害のある人の地域生活における支援の輪を広げます。
- 3) 県民の社会貢献活動の環境整備
「県民の社会貢献活動促進のための基本的な考え方」に基づき、淡海ネットワークセンターへの支援を中心に社会貢献活動やNPO活動に関する情報提供、人材育成、参加の機会づくり等を進め、県民の社会貢献活動の環境整備を図ります。

障害のある人の本人活動や交流への支援

- 1) 本人活動の支援
障害のある人自身が運営する会議やイベントなどの本人活動を支援し、多様な社会体験をすることによる自己実現や、社会への参画を促進します。
- 2) 地域における交流の促進
民家、空き店舗など既存の建物を活用し、住み慣れた地域で障害のある人と高齢者や子ども、地域の人たちが自然に集いふれあいながら、サービスを受けられる場づくりを進めます。

4 自立生活の実現に向けて

(1) 障害者理解の促進

啓発・広報活動の推進

1) 糸賀一雄記念賞による情報発信の促進

糸賀一雄記念賞により、障害のある人やない人、そして障害者福祉に関わる人たちが、内外の実践者らと幅広い交流を行い、知的障害者福祉に大きな影響を与えた糸賀思想の、国内外に向けた発信を行います。

2) 「障害者週間」を中心とした広報・啓発の推進

障害のあるなしにかかわらずお互いを理解しあい、障害のある人の人権が侵害されることのないよう、12月3日から12月9日の「障害者週間」を中心に、「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」コンクールなどの啓発活動を実施します。

3) 多彩な人権啓発の実施

県民の人権尊重意識の高揚を図るため、マスメディアの活用や広報紙の発行、イベントの開催など多彩な形態での人権啓発事業を実施します。また、より多くの人の関心を高め、感性に訴える啓発となるよう手法や内容の工夫に努めます。

学校や地域における交流や学習の推進

1) 交流および共同学習の推進による理解促進

障害のある子どもとない子どもの交流および共同学習を推進することにより、同じ社会に生きる人間として、お互いを理解し、ともに助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶとともに、障害児が自立し、社会参加する資質を養うなど、特別支援教育の理解促進に努めます。

2) 子どもの体験活動の機会と場の充実

障害のある子どもと障害のない子どもの交流を図るため、地域教育協議会が主体となり、または市町と地域教育協議会が協働して、地域における自然体験や生活体験などのさまざまな体験活動の充実を図ります。

3) 開放講座等の開催

特別支援学校等の持つ教育機能等を幅広く県民へ提供することで、特別支援学校等が地域に根ざした生涯学習を広め、深める場としての役割を果たすとともに、県民への多様で高度な学習機会を提供できるよう、だれもが参加できる開放講座

の開催等の取り組みに努めます。

4) 福祉副読本の活用

小・中・高等学校等において福祉に関する副読本等の活用により、小・中・高校生の福祉への関心や理解を深め、実践する態度を育成する福祉教育の充実を図ります。

5) 精神障害に対する理解の促進

精神障害に関する知識や情報等を提供し、県民に対して精神障害に関する正しい理解を深めることにより、精神障害のある人の社会復帰および自立と社会参加を支援します。また、精神障害のある人と住民との交流を図り、県民が心の健康について考える機会とするための集いを開催します。

精神障害者家族会等の関係団体が実施する活動や研修事業等を支援することにより、団体やグループ活動の活性化を図るとともに、精神保健福祉思想の普及・啓発を図ります。

(2) 福祉のまちづくりの推進

ユニバーサルデザインのまちづくり

1) 淡海ユニバーサルデザイン行動指針に基づく施策の推進

淡海ユニバーサルデザイン行動指針に基づき、市町、県民、事業者、団体等と連携して各種施策を推進します。

2) ユニバーサルデザインによる県立施設整備や物品購入の推進

県立施設においては、率先してユニバーサルデザインの視点による整備を進めます。

県の物品購入においては、ユニバーサルデザイン商品の案内や電子カタログへの掲載を進めます。

3) 公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、障害の有無や年齢などにかかわらずだれもが安全で快適に生活できるよう、県内の公益的施設、公共交通機関等のユニバーサルデザイン化を促進します。

4) 観光地のユニバーサルデザイン化の推進

観光地を訪れる誰もが安心、快適に観光できるよう、民間事業者や市町、関係団体等と協力、連携しながら観光地のユニバーサルデザイン化を推進します。

5) 「点的」整備から「面的」整備へ

障害のある人が自由に行動でき、円滑に移動ができるよう、ユニバーサルデザイン化を進め、個々の施設整備にとどまらずそれらを結ぶための線的、面的な整備を推進します。

6) ユニバーサルデザイン製品の普及促進

ユニバーサルデザインの考え方を基本にしたものづくりを県内全製造業種を対象に普及させ、デザイン力向上や付加価値の創出、製品競争力の向上を図り産業振興を促進するとともに、ユニバーサルデザイン製品の普及による誰もが暮らしやすい生活空間の創造を図ります。

暮らしやすい生活環境の整備

1) 自治ハウス（集会所）のユニバーサルデザイン化促進

コミュニティ活動の中心である自治ハウス（集会所）において、誰もが利用できる施設とするため、既存自治ハウス（集会所）において人にやさしいユニバーサルデザイン化を促進するための支援を行います。

2) 公園・水辺空間の整備

障害のある人が都市公園を支障なく利用できるよう、駐車場内の障害者用スペースの確保、障害者対応のトイレ設置、段差解消のためのスロープ設置等の整備を促進します。

障害のある人や高齢者が水辺空間を安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインを考慮した身近な憩いの場の整備を図ります。

3) 農村地域の生活環境整備

障害のある人や高齢者が安心して、健康で生きがいを持って暮らせる農村地域の環境づくりを目指し、公共施設等のユニバーサルデザイン化など、生活環境の整備を進めます。

4) 投票所の環境整備・電子投票の研究

各種選挙において障害のある人が投票しやすい環境整備のため、車いす用の投票記載台、スロープ等の整備・導入を促進します。また、電子投票制度については、滋賀県電磁的記録式投票制度に係る研究会における導入にあたっての課題や問題点の研究結果を踏まえ、導入を検討する市町に対して助言を行います。

移動しやすいまちづくりの推進

1) 歩道環境の整備

駅、医療保健福祉施設、公共施設、商店街等が集積する地区の道路網について、関係する道路管理者が連携し、歩行空間の連続したユニバーサルデザイン化を行

い、車いすが完全にすれ違える幅の広い歩道、歩きやすい透水性舗装の歩道、点字ブロック、段差・傾斜の解消の整備等、障害のある人を含めた全ての人が安全で円滑に移動ができる歩道整備に努めます。

2) 交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に基づく重点整備地区内の生活関連経路に対して、自治体等のユニバーサルデザイン事業と連携しつつ、視覚障害者用付加装置や高齢者等感応化等交通ユニバーサルデザイン対応型信号機への改良、規制標識の高輝度化等の整備を図ります。また、その他の地域に対しても、社会資本整備重点計画に基づきユニバーサルデザイン対応型信号機の整備等を推進します。

鉄道駅のエレベーター、エスカレーターの整備等のユニバーサルデザイン化を促進するなど、移動の利便性・安全性の向上を図ります。

3) 障害のある人に配慮した教習所の充実

各教習所に左アクセル車両等障害者用教習車両の整備および施設のバリアフリー化を指導します。また、電動車いすを整備している教習所に対しては、同車を活用した交通安全教室を開催する等、障害のある人に対応した安全指導を推進します。

4) 運転者教育の促進

障害のある人の年齢、障害の種別に応じ、適切できめ細かな運転適性相談の実施を進めます。また、運転者教育については、各種講習の委託先に対する字幕入り、手話入りビデオの整備充実を促進するとともに、手話通訳による講習会の開催を図ります。

住みやすい住宅の整備

1) 公営住宅のバリアフリー化の推進

公営住宅の建替や改善において、住戸内、共用部分、屋外アプローチのバリアフリー化や浴室、便所、屋外アプローチ等の手すり設置、4階以上の住宅へのエレベーター設置等を進め、障害のある人が住み慣れた社会で安心して生活できる住環境の整備を推進します。

2) 住宅のバリアフリー化促進

人と環境にやさしい住まいのポイントをホームページ等で広く普及啓発するとともに、既存住宅のバリアフリー化を推進するためリフォームに関する相談や情報提供を実施し、誰もが安心できる住宅の整備を促進します。

防災・防犯体制の充実

1) 防災への理解促進

滋賀県地域防災計画に基づく防災対策が図られるよう、「滋賀県障害者等防災マニュアル策定指針」に基づき、県や市町において災害に対する基礎的知識や災害発生時に取るべき行動等についての理解を深める取り組みを進めます。

2) 災害時要援護者の避難支援計画の策定

障害のある人等の災害時要援護者に対する災害時の避難支援を迅速かつ適確に実施するため、情報伝達体制の整備や災害時要援護情報の共有を図り、具体的な避難支援計画の作成を関係機関と進めていきます。

3) 自主防災組織の育成

障害のある人は、災害時に自力避難や状況の把握が困難なことから、地域住民などの連携による自主的な防災活動が大切であり、自主防災組織について 2010 年までに組織率 100 %を目指します。また、自主防災組織の活動が活性化するよう、防災資機材の整備等、市町を通じて支援を行います。

4) 土砂災害対策の実施

土砂災害の犠牲となりやすい自力避難が困難な障害のある人、高齢者、幼児などを守る土砂災害対策を推進するため、社会福祉施設等を含む箇所に対して重点的に砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業を実施します。

5) 警察職員への介護講習の実施

警察職員が障害のある人等の介護に必要な知識や技能を修得し、現場での援助に積極的に活用できるよう、介護に対する意識の浸透を図るための研修や講習への参加を促進します。

6) メール 110 番の機能向上

聴覚障害のある人等からの緊急通報手段としての携帯電話によるメール 110 番について、更なる高度化を図り、保留や逆信機能の付加等について検討を進めます。

7) 被害防止対策の推進

判断能力が低下している障害のある人の、悪質商法被害、事件、事故等の被害防止対策を推進するため、重点実施地区における被害防止教室の開催や、リーフレットやビデオによる広報・啓発を推進します。

8) 緊急通報システムの整備

コミュニケーション機能に障害のある人に対し、災害時等の緊急情報を円滑・迅速に提供するためのシステムづくりについて検討します。

(3) 保健・医療サービスの充実

早期発見・早期治療の推進

1) 周産期保健医療体制の充実

妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する周産期医療体制を強化し、ハイリスク分娩や未熟児医療の充実を図ります。

2) 母子保健サービスの充実

新生児期に先天性代謝異常等の検査を実施し、放置すると知的障害等の症状を来す疾患を早期に発見し、早期に治療することにより障害を予防します。また、障害の早期発見、早期治療の推進のため、市町で実施している乳幼児健診や母子保健活動を支援し、保健所、県立小児保健医療センターとともに、関係者が連携した総合的な健診体制の充実を図ります。

3) 保健医療従事者の資質向上

周産期医療や母子保健に従事する保健医療関係者への資質向上を図るため、専門研修の充実を図ります。

4) かかりつけ歯科医機能の推進

口腔衛生センターにおいて障害者(児)の歯科治療、および口腔疾患予防活動の推進を図ります。

各地域の児童デイサービス事業を利用する児童等に対する歯科健診およびフッ素塗布、保護者と職員に対する歯科保健指導の充実を図ります。

障害者(児)等の生涯にわたる歯科健康管理(健診・治療)を行うために、各地域の児童デイサービス事業を利用する児童等の保護者に対して、かかりつけ歯科医の必要性について啓発し、早期にかかりつけ歯科医が持てるよう推進を図ります。各地域の児童デイサービス事業を利用する児童等に対して、歯科保健管理手帳の活用を促します。

療育・子育て支援策の推進

1) 地域療育の推進

早期療育事業、児童デイサービス事業や重症心身障害児(者)通園事業、発達相談指導等の取り組みを進めるとともに、障害児通園施設の整備に必要な支援を行い、乳幼児健康診査等の母子保健活動と連携した身近な生活の場における早期療育体制の充実を図ります。

早期療育の場である児童デイサービス事業および障害児通園施設を安心して利用できるよう、利用者負担の軽減を図り、障害児を育てる保護者の不安を解消します。

障害児の発達支援、家族支援とともに保育所等の地域関係機関への支援を行い、生涯を通じた継続的な療育の実施を推進します。

自閉症、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）等、これまでの障害の概念では理解・対応が困難な発達障害についても、早期把握・早期療育支援が行えるよう関係者の資質向上に努めます。また、障害児施設が有する専門的で高度な療育技術の活用や、滋賀県発達障害者支援センターとの機能連携をすすめ、障害の特性に応じた地域療育が実施できるよう支援します。

2) 障害児童クラブの充実

障害児が学校と家庭以外で過ごせる「第3の場」を確保し、仲間との関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、障害児童クラブ支援事業を実施し、地域での学齢障害児の療育や育成活動に主体的に取り組む民間団体の発掘や、育成と活動の充実を図ります。

3) 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブでの障害児の受け入れを促進するため、障害児受入推進事業を実施し、放課後の障害児の生活の充実を図ります。

4) サマーホリデーサービス等の体制整備

すべての市町においてサマーホリデーサービス等への参加を希望する障害児の受け入れが実現できるよう体制整備を進めるとともに、理解促進を目的としたボランティアの参加を促進します。

リハビリテーションの充実

1) 滋賀県リハビリテーション協議会による提供体制整備

保健・医療・福祉関係機関や関係団体などで構成する「滋賀県リハビリテーション協議会」において提供体制整備の基本方向を検討するとともに、先に策定した「滋賀県リハビリテーション連携指針」に基づき関係機関の連携を促進します。

2) 県立リハビリテーションセンター業務の充実

二次保健医療圏で対応できない専門的なリハビリテーション医療の提供と全県を対象とした教育研修、調査研究、情報提供、地域リハビリテーション提供部門への支援などによる総合的なリハビリテーションの推進を目指したマネジメント機能の充実を図ります。

3) 地域リハビリテーション提供体制の充実

各二次保健医療圏域において、各保健所に設置されている「地域リハビリテーション連絡協議会」における検討とあわせて、地域リハビリテーション広域支援センター活動により地域特性をふまえたネットワークづくりを推進します。

- 4) 総合リハビリテーションの推進による障害のある人への支援
医療リハビリテーションだけでなく、生活や職業にかかるリハビリテーションとの総合的な取り組みを推進するために、県立リハビリテーションセンター、むれやま荘、滋賀県福祉用具センター、障害者更生相談所の機能連携を進めます。また、働き・暮らし応援センター(障害者就業・生活支援センター)や自立支援協議会などとの連携を推進します。

精神保健医療等の推進

- 1) ニーズ把握と相談・指導の充実
県立精神保健福祉センター、保健所(地域振興局等)、市町等との緊密な連携のもと、個々の精神医療ニーズを把握し、ニーズに基づく診察体制や相談活動・訪問指導による安定した療養環境の確保を図ります。
ひきこもり、思春期関連、薬物などの特定の相談に対する支援体制の充実を図ります。
- 2) 地域との連携強化
地域の精神科医療機関との連絡、情報交換のための体制整備を図ります。
地域の支援センターで日常生活、医療や就労など生活全般にわたる相談ができる相談支援体制の確保に努めます。
- 3) 精神科医療の充実
県立精神医療センターにおいては、県立精神保健福祉センターとの連携を図り、精神障害の発生予防、治療、社会復帰援助までの一貫したサービスの提供を行い、精神科医療の一層の推進に努めます。特に、精神科救急医療、思春期精神障害、アルコールなど中毒性精神障害等の専門医療の充実を図ります。
民間の精神科病院等にあっては、それぞれの病院の特性を活かし、地域住民の多様なニーズに応じた地域精神科医療を積極的に提供します。
- 4) 救急医療体制の充実
休日、夜間等において、緊急な医療を必要とする精神障害のある人等に対する精神科救急医療システムについて、窓口業務や空床の確保等について改善を行うことにより、そのシステムの充実を図り、本人の人権にも配慮した迅速かつ適切な医療の提供に努めます。

難病患者・脳外傷者等への支援

- 1) 総合的なサービス提供
各保健所(地域振興局等)が実施している在宅療養支援計画策定・評価事業、訪

問相談事業、医療相談事業、訪問指導（診療）事業、難病対策研修事業等により、在宅の難病患者に対して、地域の医療機関、市町福祉部局等の関係機関の連携のもとに、保健、医療および福祉の各分野にわたる総合的なサービス提供を行い、療養上の不安の解消を図るとともに社会参加の推進を図るなど、よりきめ細かな支援対策を進めます。

2) 就労支援・日常生活支援の充実

難病患者の就労について滋賀県難病相談・支援センターにて関係機関と連携を図りながら支援を行います。また、市町が実施するホームヘルプサービスや、ショートステイおよび日常生活用具事業の推進を図るとともに、難病患者等ホームヘルパーの養成に努めます。

3) 在宅療養に向けた支援・難病医療ネットワーク協議会による相談体制の充実

圏域毎に拠点病院を1箇所以上指定し、各圏域ごとに地域のネットワークを構築し、入院治療が必要となった神経難病患者の適時適切な入院施設が確保できるように努めるとともに、在宅療養に向けた支援を行っていきます。また、難病医療ネットワーク協議会には難病医療専門員を配置し、難病患者や家族からの相談対応、入院施設の紹介、医療従事者への研修などの事業の充実を図ります。

4) 高次脳機能障害への支援

県の高次脳機能障害支援体制整備推進会議等において、高次脳機能障害の支援体制や地域での支援システムを検討します。また、県立リハビリテーションセンターや高次脳機能障害支援センター、当事者団体等各関係機関の連携のもと、診断・リハビリから相談支援・普及啓発など、広く県民に対して高次脳機能障害支援の促進を図ります。

医療費等の公的負担

1) 自立支援医療（更生医療・育生医療）費の給付

身体障害のある人の機能回復のための更生医療や、身体障害のある児童に対して障害を軽減・除去するために必要な育成医療を給付し、経済的負担を軽減するとともに、保健・福祉の増進を図ります。

2) 重度障害者（児）の医療費負担の軽減

重度心身障害者（児）福祉医療費助成事業や重度心身障害老人福祉助成費助成事業により、重度障害者（児）の医療費の負担を軽減します。

3) 自立支援医療（精神通院医療）費の給付

精神医療の通院医療費を給付することにより、在宅の精神障害のある人の医療の確保、継続的受療の促進、精神医療の早期治療、再発防止を図ります。

- 4) 自立支援医療（精神通院医療）の受療促進
重度の精神障害のある人に対して自立支援医療（精神通院医療）費適用の自己負担分医療費を助成し、経済的負担の軽減と受療の促進を図ります。
- 5) 在日外国人で障害のある人の経済的安定の促進
在日外国人障害者福祉給付金支給事業により、旧国籍条項により国民年金に加入できなかった在日外国人で障害のある人の経済的生活の安定を図ります。

（４）権利擁護の推進

権利擁護相談・苦情処理体制の充実

- 1) 権利擁護・苦情解決の充実
障害のある人がサービス提供事業者と対等な関係を維持し、契約により質の高いサービスを利用できるようにするため、権利擁護や苦情解決のための取り組みを充実することとし、成年後見制度の周知や支援、地域福祉権利擁護事業の活用促進、「淡海ひゅうまんねっと」や運営適正化委員会による支援の充実等を図ります。
- 2) 運営適正化委員会による助言・あっせん
県社会福祉協議会内に第三者による運営適正化委員会を設置し、事業者段階で解決困難な事例等に対して、解決に向けた助言、あっせんを行うなど、質の高い福祉サービスの提供を図ります。
- 3) 相談員の能力向上と連携の促進
身体障害者相談員や知的障害者相談員間のネットワークの構築や、障害のある人の人権や財産に対する侵害事案の早期発見と関係機関への情報提供等に関する研修を行うことで、相談対応能力の向上と相談員間の連携強化を図ります。

権利擁護システムの充実

- 1) 「淡海ひゅうまんねっと」「障害者110番」による各種支援の推進
「淡海ひゅうまんねっと」「障害者110番」において、権利侵害に関することや生活、福祉、医療などに関する相談から問題解決までの総合的支援、広報啓発等を実施し、障害のある人や高齢者に対する権利侵害を未然に防ぎ、安心していきいきと暮らせる地域づくりを進めます。
- 2) 「地域福祉権利擁護事業」の推進
市町社会福祉協議会が、障害のある人個人の状態にあった福祉サービスの情報提

供や、手続きの援助、日常金銭管理などの支援計画を策定し、契約に基づき計画に沿った援助サービスを提供できるよう、地域福祉権利擁護事業の推進を図ります。

3) 虐待防止に向けたシステムの整備

地域自立支援協議会等の場を活用し、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等、虐待防止に向けたシステムの整備に努めます。

(5) 人材の確保と資質の向上

専門職員の養成と確保

1) 滋賀県障害者自立支援協議会による専門技術を有する人材の育成

滋賀県障害者自立支援協議会において、各地域の相談支援事業者の機能強化を図るとともに、障害のある人のニーズに的確に対応できるサービス提供事業者を育成することを目的とした人材育成事業を推進します。

2) 質の高い人材の育成・確保のための体制整備

多様な福祉ニーズに対応できる専門性の高い知識、実践力、さらには高い人権意識等を備えた人材を育成・確保するため、社会福祉事業者、大学等教育養成機関、行政等の産・学・官が連携した体制の整備を図ります。

介護保険法に基づく介護サービス事業従事者による障害福祉サービスの提供など、障害福祉サービス従事者の充実を図ります。

福祉の仕事に従事することの意義や魅力をアピールし、これから進路を選択しようとする学生や、有資格者の掘り起こしにより、福祉人材の確保に努めると共に、事業所における職場定着の取り組みを支援します。

障害のある人を含め、それぞれの特性を活かした福祉サービスの担い手としての働き方を研究し、幅広く福祉人材の養成と確保を図ります。

3) 滋賀県福祉人材・研修センターでの人材育成・確保

滋賀県福祉人材・研修センターにおいて社会福祉事業従事者等への就業相談援助、研修の企画・実施等を行い、豊かな人間性を備えた質の高い福祉人材の確保・育成を図ります。

幅広い人材の育成

1) 当事者相談員（ピアカウンセラー）の育成

障害のある人自らの経験を活かし互いに共感と理解を持ち相談援助が行える当事者相談員（ピアカウンセラー）を育成するため、精神障害者当事者活動推進事業

を実施します。

2) グループホーム等に従事する職員の養成および資質向上

グループホーム、ケアホームおよび生活ホームで食事提供、日常生活についての相談、助言、身体介護、サービス管理等を行う従事者の人材の育成を図るとともに、資質向上のための研修会を開催します。

3) リハビリテーション提供体制充実のための専門職員の養成

リハビリテーション提供体制の充実を目指し、看護職員の養成確保・資質向上事業、医療従事者団体等活動支援事業等により、看護職員、理学療法士、作業療法士等の育成を図ります。

第4章 障害福祉サービス等の事業量見込み

障害福祉計画における各障害福祉サービス等の事業量見込みは、障害者自立支援法に基づくサービス等の事業量を見込むものです。

障害福祉計画の第二期計画期間である平成21年度から平成23年度について、平成20年度に見直しを行っています。

新体系サービス事業と市町地域生活支援事業は、各市町見込み量を積み上げて設定しています。

“暮らす”に関する事業量見込み

1. 新体系サービス（年間見込量）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護・重度訪問介護 行動援護・重度障害者等包括支援	単位：時間	399,086	439,803	473,253	508,153	547,373
	人	2,409	2,517	2,683	2,867	3,054
生活介護	単位：人日	71,381	253,546	367,542	409,848	478,359
	人	525	1,201	1,678	1,863	2,156
自立訓練（機能訓練）	単位：人日	360	8,026	11,172	12,154	14,762
	人	2	35	50	54	65
自立訓練（生活訓練）	単位：人日	3,280	9,096	16,001	21,803	31,106
	人	28	46	84	116	163
療養介護	単位：人月	161	188	216	264	336
	人	14	16	18	22	28
児童デイサービス	単位：人日	39,710	45,011	47,734	50,282	54,452
	人	1,012	1,011	1,071	1,128	1,208
短期入所	単位：人日	29,943	33,257	35,687	38,509	42,198
	人	607	639	701	763	829
共同生活援助・共同生活介護	単位：人月	7,114	8,127	9,252	10,416	11,844
	人	599	681	772	869	990
施設入所支援	単位：人月	1,991	6,257	8,424	8,808	10,500
	人	187	523	701	732	875
相談支援	単位：人	56	91	178	238	319

2. 市町地域生活支援事業（年間見込量）

(1) 相談支援事業

単位：実施箇所数		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業		36	36	39	39	41
地域自立支援協議会		11	13	13	13	13
市町相談支援機能強化事業		9	10	14	14	15
住宅入居等支援事業		1	2	4	5	8
成年後見制度利用支援事業		6	7	16	18	21

(2) 日常生活用具給付等事業

単位：件数		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支援用具		78	102	121	135	158
自立生活支援用具		313	311	381	420	457
在宅療養等支援用具		313	290	336	354	376
情報・意思疎通支援用具		292	318	337	356	382
排泄管理支援用具		18,821	19,641	20,828	21,826	22,883
居住生活動作補助用具（住宅改修費）		67	91	104	120	143

3. 県地域生活支援事業（年間見込量）

(1) 相談支援事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
発達障害者支援センター 運営事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用者数	412	420	430	440	450
高次脳機能障害 支援普及事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用者数	73	128	140	150	160

(2) 広域的な支援事業

実施箇所数		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
都道府県相談支援体制整備事業		1	1	1	1	1
都道府県自立支援協議会		1	1	1	1	1
障害児等療育支援事業		7	7	7	7	7

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
精神障害者退院促進 支援事業	実施箇所数	1	4	7	7	7
	利用者数	3	20	42	49	49

“働く”に関する事業量見込み

1. 新体系サービス（年間見込量）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	単位：人日	20,114	65,174	81,947	94,154	107,514
	人	141	296	374	431	497
就労継続支援（A型）	単位：人日	9,842	32,195	44,422	51,446	62,381
	人	69	136	187	219	267
就労継続支援（B型）	単位：人日	34,338	171,923	355,576	394,148	446,025
	人	238	796	1,599	1,774	2,002

2. 市町地域生活支援事業（年間見込量）

地域活動支援センター

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター	単位：実施箇所数	15	15	22	23	23
	人	1,274	1,378	1,633	1,745	1,855

3. 県地域生活支援事業（年間見込量）

専門性の高い相談支援事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者就業・生活支援センター事業 （働き・暮らし応援センター）	実施箇所数	6	7	7	7	7
	利用者数：人	1,590	1,850	1,920	1,980	2,058

“活動する”に関する事業量見込み

1. 市町地域生活支援事業（年間見込量）

コミュニケーション支援事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業 （手話通訳者・要約筆記者派遣事業）	単位：件	5,557	7,050	8,277	9,186	10,163
	利用者数：人	377	449	496	553	605
	手話通訳者設置数：人	20	22	24	24	24

移動支援事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	単位：時間数	90,247	97,126	105,205	111,432	119,248
	人	1,600	1,765	1,875	1,975	2,093

2. 県地域生活支援事業（年間見込量）

その他の事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳者養成研修事業	研修終了者：人	30	20	40	40	40
要約筆記者養成研修事業	研修終了者：人	11	6	20	20	20

“暮らす”に関する事業量見込み

1. 新体系サービス（年間見込量）

	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護・重度訪問介護	単位：時間	116,616	123,612	133,501	144,181	155,716
行動援護・重度障害者等包括支援	人	522	553	597	645	697
生活介護	単位：人日	21,204	46,516	66,399	69,517	72,635
	人	102	224	320	335	350
自立訓練（機能訓練）	単位：人日	204	1,428	1,632	1,836	2,040
	人	1	7	8	9	10
自立訓練（生活訓練）	単位：人日	1,704	2,215	4,260	5,112	5,964
	人	10	13	25	30	35
療養介護	単位：人月	24	24	24	24	24
	人	2	2	2	2	2
児童デイサービス	単位：人日	4,308	4,508	4,809	5,109	5,410
	人	43	45	48	51	54
短期入所	単位：人日	8,628	9,145	9,694	10,276	10,892
	人	121	128	135	144	152
共同生活援助・共同生活介護	単位：人月	1,452	1,680	1,812	1,956	2,112
	人	121	140	151	163	176
施設入所支援	単位：人月	420	1,560	1,680	1,836	1,992
	人	35	130	140	153	166
相談支援	単位：人	4	5	6	7	8

2. 地域生活支援事業（年間見込量）

(1) 相談支援事業

	単位：実施箇所数	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業		6	6	7	7	8
地域自立支援協議会		1	1	1	1	1
市町相談支援機能強化事業		1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業		0	0	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		0	0	1	1	1

(2) 日常生活用具給付等事業

	単位：件数	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支援用具		14	20	21	22	24
自立生活支援用具		57	75	80	84	89
在宅療養等支援用具		64	60	64	67	71
情報・意思疎通支援用具		77	70	74	79	83
排泄管理支援用具		4,350	4,700	4,982	5,281	5,598
居住生活動作補助用具（住宅改修費）		16	20	21	22	24

“働く”に関する事業量見込み

1. 新体系サービス（年間見込量）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	単位：人日	5,724	9,256	16,618	18,460	20,302
	人	31	50	90	100	110
就労継続支援（A型）	単位：人日	2,976	10,073	14,880	16,254	17,627
	人	13	44	65	71	77
就労継続支援（B型）	単位：人日	7,044	15,660	69,300	72,240	75,180
	人	36	80	355	370	385

2. 地域生活支援事業（年間見込量）

地域活動支援センター

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター	単位：実施箇所数	2	2	3	3	3
	人	142	150	159	169	179

“活動する”に関する事業量見込み

1. 地域生活支援事業（年間見込量）

コミュニケーション支援事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	単位：件	1,002	1,164	1,326	1,488	1,650
	利用者数：人	99	106	112	118	125
	手話通訳者設置数：人	1	1	2	2	2

移動支援事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	単位：時間数	42,871	45,443	48,169	51,060	54,123
	人	571	650	689	730	774

“暮らす”に関する事業量見込み

1. 新体系サービス（年間見込量）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護・重度訪問介護 行動援護・重度障害者等包括支援	単位：時間	78,595	81,031	86,334	91,907	97,826
	人	407	426	451	477	504
生活介護	単位：人日	7,217	29,204	58,370	63,763	80,547
	人	47	129	257	283	354
自立訓練（機能訓練）	単位：人日	0	3,419	3,960	3,960	4,224
	人	0	13	15	15	16
自立訓練（生活訓練）	単位：人日	707	1,371	2,076	3,082	6,064
	人	4	6	9	13	26
療養介護	単位：人月	12	8	0	12	24
	人	1	1	0	1	2
児童デイサービス	単位：人日	10,441	10,699	11,748	12,263	12,786
	人	219	217	224	232	240
短期入所	単位：人日	6,265	7,046	7,596	8,160	8,788
	人	106	115	124	133	143
共同生活援助・共同生活介護	単位：人月	980	1,200	1,380	1,644	1,800
	人	84	100	115	138	153
施設入所支援	単位：人月	377	904	1,680	1,680	1,812
	人	37	75	140	140	151
相談支援	単位：人	8	11	31	35	51

2. 地域生活支援事業（年間見込量）

(1) 相談支援事業

単位：実施箇所数	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	4	4	4	4	4
地域自立支援協議会	5	5	5	5	5
市町相談支援機能強化事業	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	0	0	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	2	3	4	4	4

(2) 日常生活用具給付等事業

単位：件数	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	18	21	24	25	29
自立生活支援用具	81	86	92	97	104
在宅療養等支援用具	74	77	83	88	95
情報・意思疎通支援用具	60	67	71	75	81
排泄管理支援用具	3,040	3,136	3,245	3,356	3,469
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	6	9	9	10	11

“働く”に関する事業量見込み

1. 新体系サービス（年間見込量）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	単位：人日	6,699	17,963	19,729	18,968	18,072
	人	39	81	90	86	80
就労継続支援（A型）	単位：人日	1,886	3,132	4,990	5,782	6,046
	人	11	15	22	25	26
就労継続支援（B型）	単位：人日	4,860	34,677	82,345	90,362	104,980
	人	31	158	361	402	468

2. 地域生活支援事業（年間見込量）

地域活動支援センター

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター	単位：実施箇所数	3	3	3	3	3
	人	461	495	528	562	596

“活動する”に関する事業量見込み

1. 地域生活支援事業（年間見込量）

コミュニケーション支援事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	単位：件	995	1,356	1,557	1,792	2,042
	利用者数：人	72	79	84	92	98
	手話通訳者設置数：人	5	6	7	7	7

移動支援事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	単位：時間数	15,750	16,887	17,634	18,705	19,856
	人	342	383	395	415	436

“暮らす”に関する事業量見込み

1. 新体系サービス（年間見込量）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護・重度訪問介護 行動援護・重度障害者等包括支援	単位：時間	33,684	36,216	38,645	41,074	43,891
	人	316	338	361	388	416
生活介護	単位：人日	5,765	19,734	45,672	50,520	65,892
	人	48	75	173	192	250
自立訓練（機能訓練）	単位：人日	0	1,584	1,836	2,088	2,340
	人	0	6	7	8	9
自立訓練（生活訓練）	単位：人日	294	3,552	5,736	7,920	10,896
	人	7	13	22	30	42
療養介護	単位：人月	36	36	36	36	48
	人	3	3	3	3	4
児童デイサービス	単位：人日	2,900	3,768	4,224	4,704	5,220
	人	111	135	147	160	173
短期入所	単位：人日	3,969	3,828	4,200	4,596	5,016
	人	86	92	99	108	119
共同生活援助・共同生活介護	単位：人月	1,091	1,137	1,248	1,380	1,536
	人	91	96	105	115	128
施設入所支援	単位：人月	168	626	1,140	1,140	1,140
	人	25	53	95	95	95
相談支援	単位：人	3	15	27	39	53

2. 地域生活支援事業（年間見込量）

(1) 相談支援事業

単位：実施箇所数	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	4	4	4	4	4
地域自立支援協議会	1	1	1	1	1
市町相談支援機能強化事業	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	0	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	0	0	0	1	1

(2) 日常生活用具給付等事業

単位：件数	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	5	10	13	17	20
自立生活支援用具	18	19	26	34	42
在宅療養等支援用具	30	33	35	37	40
情報・意思疎通支援用具	19	31	37	42	48
排泄管理支援用具	1,380	1,468	1,599	1,742	1,898
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	7	16	17	19	21

“働く”に関する事業量見込み

1. 新体系サービス（年間見込量）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	単位：人日	790	12,108	11,820	11,124	13,464
	人	23	48	47	44	53
就労継続支援（A型）	単位：人日	1,365	3,396	5,052	5,652	6,252
	人	13	14	20	22	24
就労継続支援（B型）	単位：人日	1,039	18,720	42,424	46,648	51,928
	人	17	74	163	179	199

2. 地域生活支援事業（年間見込量）

地域活動支援センター

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター	単位：実施箇所数	3	3	3	3	3
	人	248	282	303	326	351

“活動する”に関する事業量見込み

1. 地域生活支援事業（年間見込量）

コミュニケーション支援事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	単位：件	643	959	1,055	1,151	1,259
	利用者数：人	54	70	77	83	90
	手話通訳者設置数：人	3	4	4	4	4

移動支援事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	単位：時間数	3,858	4,971	5,320	5,694	6,078
	人	107	115	126	137	147

“暮らす”に関する事業量見込み

1. 新体系サービス（年間見込量）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護・重度訪問介護 行動援護・重度障害者等包括支援	単位：時間	69,868	95,377	102,471	109,498	116,872
	人	544	581	631	673	713
生活介護	単位：人日	19,203	46,304	57,888	67,951	79,086
	人	169	260	319	366	424
自立訓練（機能訓練）	単位：人日	0	424	1,056	1,452	1,848
	人	0	3	7	9	11
自立訓練（生活訓練）	単位：人日	286	812	1,617	2,798	3,980
	人	4	9	17	29	41
療養介護	単位：人月	48	60	60	60	60
	人	4	5	5	5	5
児童デイサービス	単位：人日	7,692	7,807	7,875	8,593	9,333
	人	213	208	219	243	266
短期入所	単位：人日	3,915	4,318	4,784	5,305	5,879
	人	100	110	120	128	137
共同生活援助・共同生活介護	単位：人月	1,284	1,502	1,932	2,220	2,580
	人	107	126	161	185	215
施設入所支援	単位：人月	348	540	600	732	1,536
	人	29	45	50	61	128
相談支援	単位：人	17	27	37	46	55

2. 地域生活支援事業（年間見込量）

(1) 相談支援事業

単位：実施箇所数	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	5	5	7	7	8
地域自立支援協議会	1	2	2	2	2
市町相談支援機能強化事業	3	3	6	6	7
住宅入居等支援事業	0	0	0	0	2
成年後見制度利用支援事業	1	1	3	3	6

(2) 日常生活用具給付等事業

単位：件数	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	16	25	33	39	49
自立生活支援用具	56	63	73	81	88
在宅療養等支援用具	45	55	63	70	76
情報・意思疎通支援用具	59	65	69	74	83
排泄管理支援用具	4,095	4,385	4,615	4,845	5,076
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	18	22	25	28	33

“働く”に関する事業量見込み

1. 新体系サービス（年間見込量）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	単位：人日	4,905	17,704	22,624	30,044	38,654
	人	35	81	103	139	186
就労継続支援（A型）	単位：人日	0	1,010	3,408	5,854	8,780
	人	0	6	19	33	49
就労継続支援（B型）	単位：人日	5,248	29,700	40,136	48,596	56,896
	人	42	163	217	257	301

2. 地域生活支援事業（年間見込量）

地域活動支援センター

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター	単位：実施箇所数	2	2	8	9	9
	人	131	140	324	346	367

“活動する”に関する事業量見込み

1. 地域生活支援事業（年間見込量）

コミュニケーション支援事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	単位：件	1,920	2,316	2,794	3,000	3,175
	利用者数：人	65	69	77	84	93
	手話通訳者設置数：人	6	6	6	6	6

移動支援事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	単位：時間数	5,441	6,077	6,668	7,317	8,022
	人	106	122	135	148	161

“暮らす”に関する事業量見込み

1. 新体系サービス（年間見込量）

	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護・重度訪問介護	単位：時間	41,148	43,545	48,936	53,748	60,944
行動援護・重度障害者等包括支援	人	217	209	212	226	239
生活介護	単位：人日	8,157	25,996	43,692	48,528	54,498
	人	113	174	236	257	281
自立訓練（機能訓練）	単位：人日	156	201	1,128	1,324	2,246
	人	1	1	6	7	11
自立訓練（生活訓練）	単位：人日	289	654	884	1,067	1,610
	人	3	3	5	7	9
療養介護	単位：人月	12	24	24	36	48
	人	1	2	2	3	4
児童デイサービス	単位：人日	6,057	6,102	6,607	6,805	7,709
	人	166	136	160	165	173
短期入所	単位：人日	2,654	3,774	3,694	3,781	4,513
	人	72	72	90	103	115
共同生活援助・共同生活介護	単位：人月	705	808	972	1,164	1,452
	人	60	69	81	97	121
施設入所支援	単位：人月	162	347	960	1,044	1,176
	人	17	30	80	85	98
相談支援	単位：人	24	33	36	40	42

2. 地域生活支援事業（年間見込量）

(1) 相談支援事業

	単位：実施箇所数	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業		2	2	2	2	2
地域自立支援協議会		1	1	1	1	1
市町相談支援機能強化事業		1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業		0	0	0	0	1
成年後見制度利用支援事業		1	1	5	5	5

(2) 日常生活用具給付等事業

	単位：件数	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支援用具		13	4	13	13	15
自立生活支援用具		55	41	48	54	61
在宅療養等支援用具		36	25	24	22	21
情報・意思疎通支援用具		44	49	48	46	44
排泄管理支援用具		2,341	2,175	2,395	2,513	2,639
居住生活動作補助用具（住宅改修費）		11	10	16	24	37

“働く”に関する事業量見込み

1. 新体系サービス（年間見込量）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	単位：人日	1,833	5,597	6,860	7,974	8,166
	人	10	23	27	32	33
就労継続支援（A型）	単位：人日	24	240	516	1,272	3,324
	人	1	1	2	5	13
就労継続支援（B型）	単位：人日	10,643	31,589	47,613	55,059	57,249
	人	84	153	217	250	261

2. 地域生活支援事業（年間見込量）

地域活動支援センター

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター	単位：実施箇所数	2	2	2	2	2
	人	89	91	93	94	95

“活動する”に関する事業量見込み

1. 地域生活支援事業（年間見込量）

コミュニケーション支援事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	単位：件	357	306	385	466	584
	利用者数：人	34	39	45	49	56
	手話通訳者設置数：人	2	2	2	2	2

移動支援事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	単位：時間数	7,323	7,092	9,518	9,574	10,687
	人	192	202	230	234	251

“暮らす”に関する事業量見込み

1. 新体系サービス（年間見込量）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護・重度訪問介護 行動援護・重度障害者等包括支援	単位：時間	48,867	49,654	52,986	56,153	59,320
	人	316	320	337	353	369
生活介護	単位：人日	3,042	67,360	72,721	75,969	89,701
	人	19	259	278	290	347
自立訓練（機能訓練）	単位：人日	0	682	1,320	1,254	1,584
	人	0	4	6	5	6
自立訓練（生活訓練）	単位：人日	0	264	1,188	1,584	2,112
	人	0	1	5	6	8
療養介護	単位：人月	29	36	72	96	132
	人	3	3	6	8	11
児童デイサービス	単位：人日	6,920	10,687	11,031	11,368	12,554
	人	230	235	238	242	267
短期入所	単位：人日	2,736	3,922	4,291	4,771	5,250
	人	87	85	90	98	107
共同生活援助・共同生活介護	単位：人月	1,170	1,236	1,284	1,380	1,644
	人	100	103	107	115	137
施設入所支援	単位：人月	84	1,488	1,512	1,500	1,884
	人	8	124	126	125	157
相談支援	単位：人	0	0	17	23	38

2. 地域生活支援事業（年間見込量）

(1) 相談支援事業

単位：実施箇所数	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	12	12	12	12	12
地域自立支援協議会	1	2	2	2	2
市町相談支援機能強化事業	1	2	3	3	3
住宅入居等支援事業	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	2	2	3	3	3

(2) 日常生活用具給付等事業

単位：件数	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	11	17	15	16	17
自立生活支援用具	29	18	42	48	49
在宅療養等支援用具	51	37	51	52	53
情報・意思疎通支援用具	23	23	24	24	25
排泄管理支援用具	2,691	2,890	3,032	3,109	3,213
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	7	11	13	14	14

“働く”に関する事業量見込み

1. 新体系サービス（年間見込量）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	単位：人日	142	2,078	3,816	5,664	6,456
	人	2	11	15	22	25
就労継続支援（A型）	単位：人日	3,591	14,344	15,576	16,632	17,952
	人	31	56	59	63	68
就労継続支援（B型）	単位：人日	2,348	35,625	58,158	60,363	73,392
	人	12	137	221	229	278

2. 地域生活支援事業（年間見込量）

地域活動支援センター

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター	単位：実施箇所数	1	1	1	1	1
	人	121	127	131	151	167

“活動する”に関する事業量見込み

1. 地域生活支援事業（年間見込量）

コミュニケーション支援事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	単位：件	448	589	680	749	853
	利用者数：人	37	56	61	82	93
	手話通訳者設置数：人	2	2	2	2	2

移動支援事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	単位：時間数	12,205	13,736	14,896	16,002	17,282
	人	212	220	225	234	244

“暮らす”に関する事業量見込み

1. 新体系サービス（年間見込量）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護・重度訪問介護 行動援護・重度障害者等包括支援	単位：時間	10,308	10,368	10,380	11,592	12,804
	人	87	90	94	105	116
生活介護	単位：人日	6,793	18,432	22,800	33,600	36,000
	人	27	80	95	140	150
自立訓練（機能訓練）	単位：人日	0	288	240	240	480
	人	0	1	1	1	2
自立訓練（生活訓練）	単位：人日	0	228	240	240	480
	人	0	1	1	1	2
療養介護	単位：人月	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0
児童デイサービス	単位：人日	1,392	1,440	1,440	1,440	1,440
	人	30	35	35	35	35
短期入所	単位：人日	1,776	1,224	1,428	1,620	1,860
	人	35	37	43	49	56
共同生活援助・共同生活介護	単位：人月	432	564	624	672	720
	人	36	47	52	56	60
施設入所支援	単位：人月	432	792	840	876	960
	人	36	66	70	73	80
相談支援	単位：人	0	0	24	48	72

2. 地域生活支援事業（年間見込量）

(1) 相談支援事業

単位：実施箇所数	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	3	3	3	3	3
地域自立支援協議会	1	1	1	1	1
市町相談支援機能強化事業	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	0	0	0	1	1
成年後見制度利用支援事業	0	0	0	1	1

(2) 日常生活用具給付等事業

単位：件数	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	1	5	2	3	4
自立生活支援用具	17	9	20	22	24
在宅療養等支援用具	13	3	16	18	20
情報・意思疎通支援用具	10	13	14	16	18
排泄管理支援用具	924	887	960	980	990
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	2	3	3	3	3

“働く”に関する事業量見込み

1. 新体系サービス（年間見込量）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	単位：人日	21	468	480	1,920	2,400
	人	1	2	2	8	10
就労継続支援（A型）	単位：人日	0	0	0	0	2,400
	人	0	0	0	0	10
就労継続支援（B型）	単位：人日	3,156	5,952	15,600	20,880	26,400
	人	16	31	65	87	110

2. 地域生活支援事業（年間見込量）

地域活動支援センター

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター	単位：実施箇所数	2	2	2	2	2
	人	82	93	95	97	100

“活動する”に関する事業量見込み

1. 地域生活支援事業（年間見込量）

コミュニケーション支援事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	単位：件	192	360	480	540	600
	利用者数：人	16	30	40	45	50
	手話通訳者設置数：人	1	1	1	1	1

移動支援事業

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	単位：時間数	2,799	2,920	3,000	3,080	3,200
	人	70	73	75	77	80